

告 示

埼玉県選管告示第二十一号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき、選挙会の区域と開票区の区域が同一である次の選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき、開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

南第一区 草加市、南第二区 川口市、南第三区 さいたま市西区、南第四区 さいたま市北区、南第五区 さいたま市大宮区、南第六区 さいたま市見沼区、南第七区 さいたま市中央区、南第八区 さいたま市桜区、南第九区 さいたま市浦和区、南第十区 さいたま市南区、南第十一区 さいたま市緑区、南第十二区 さいたま市岩槻区、南第十四区 桶川市、南第十五区 北本市、南第十六区 鴻巣市、南第十七区 志木市、南第十八区 新座市、南第十九区 蕨市、南第二十区 戸田市、南第二十一区 朝霞市、南第二十二区 和光市、西第一区 所沢市、西第二区 入間市、西第三区 飯能市、西第四区 狹山市、西第六区 富士見市、西第七区 川越市、西第八区 日高市、西第十区 坂戸市、西第十一区 鶴ヶ島市、北第四区 熊谷市、東第一区 行田市、東第二区 羽生市、東第三区 加須市、東第四区 久喜市、東第五区 蓼田市、東第七区 春日部市、東第八区 越谷市、東第九区 八潮市、東第十区 三郷市